

議案乙第 1 号

総社市議会会議規則の一部改正について

総社市議会会議規則（平成 17 年総社市議会規則第 1 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 3 月 21 日提出

総社市議会議長 村 木 理 英 様

提 出 者

議会運営委員会委員長 頓 宮 美津子

提案理由

議会に係る手続きのオンライン化に対応可能とするなど地方自治法等の改正に伴い、関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市議会規則第 号

総社市議会会議規則の一部を改正する規則

総社市議会会議規則（平成 17 年総社市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には，当該改正部分を削り，改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には，当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（答弁書の配布） 第 1 2 5 条 市長その他の関係機関が，質疑に対し，直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは，委員長は，その写しを委員に配布する。ただし，やむを得ないときは，朗読をもって配布に代えることができる。 （電子情報処理組織による通知等） 第 1 6 7 条の 2 略 2 及び 3 略 4 第 1 項又は第 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は，当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたとき（第 2 0 条，<u>第 6 6 条</u>，第 8 6 条，<u>第 1 2 5 条</u>，第 1 4 0 条第 1 項及び第 1 4 1 条第 1 項の規定による議員に対する通知にあつては，当該ファイルへの記録がされたとき又は議会等が，当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて，電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに，当該者に対し，議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発したときのいずれか早いとき）に	（答弁書の配布） 第 1 2 5 条 市長その他の関係機関が，質疑に対し，直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは，委員長は，その写しを委員に配布する。ただし，<u>委員長は</u>，やむを得ないときは，朗読をもって配布に代えることができる。 （電子情報処理組織による通知等） 第 1 6 7 条の 2 略 2 及び 3 略 4 第 1 項又は第 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は，当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたとき（第 2 0 条，第 8 6 条，第 1 4 0 条第 1 項及び第 1 4 1 条第 1 項の規定による議員に対する通知にあつては，当該ファイルへの記録がされたとき又は議会等が，当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて，電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに，当該者に対し，議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発したときのいずれか早いとき）に当該者に到達したものとみなす。

改正後	改正前
当該者に到達したものとみなす。 5及び6 略	5及び6 略

附 則
この規則は、公布の日から施行する。